

事件の表示 平成21年（行ウ）第49号

証 人 調 書

（この調書は、第21回口頭弁論調書と一体となるものである。）裁判所書記官印

期 日 平成25年12月9日午後1時30分

氏 名 中根 俊樹

年 齢 51歳

住 所

宣誓その他の状況

裁判長は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証した場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

後に尋問されることになっている証人は、在廷しない。

陳 述 の 要 領

別紙速記録のとおり

以 上

^{せん}
宣

^{せい}
誓

^{りょうしん} ^{したが}
良心に従って、ほんとうのことを

^{もう}
申します。

^し
知っていることをかくしたり、

^な ^{もう}
無いことを申したりなど、

^{けつ}
決していたしません。

^{いじょう} ^{ちか}
以上のとおり誓います。

氏 名

中根俊樹



速 記 録 (平成25年12月9日 第21回口頭弁論)

事 件 番 号 平成21年(行ウ)第49号

証 人 氏 名 中 根 俊 樹

被告ら復代理人

乙第53号証, 乙第67号証を示す

これは, 被告代理人である我々があなたからお話を伺い, それを文章にまとめ, あなたがその内容を確認した上で署名押印した陳述書ですか。

はい, そうでございます。

あなたの経歴等については, 乙53号証1ページ及び添付の別紙のとおりですか。

はい, そうでございます。

乙53号証1ページ及び添付の別紙によれば, あなたは平成24年4月から現在に至るまで, 地域振興部土地水資源課の主幹として木曽川水系連絡導水路事業, 以下本件導水路事業と言いますが, 本件導水路事業に係る利水計画の策定等の事務を担当しているとのことですが, 具体的にどのようなことをしてるのですか。

本件の導水路事業が位置付けられております木曽川水系フルプランの策定に対して, 愛知県の水道とか工業用水の需要推計の作業をする事務に携わっております。もう一点は, 水資源計画全般の県の窓口といったしまして, 水資源開発事業の法手続や事業進捗について国と県と調整を行っております。

あなたは, 今回, 主に都市用水の需給計画の策定に携わる立場から証言をされるということでしょうか。

はい, そうでございます。

あなたは, 本件導水路事業について, 乙53号証の陳述書1ページ第2以下

において述べていますが、まず、その事業内容について簡単に御説明ください。

本件導水路は、揖斐川上流に設けられました徳山ダムの水を木曽川及び長良川に導水する水路等を建設する事業でございます。

では、本件導水路事業の目的についての概要を御説明ください。

本件導水路事業ですが、目的は2つございまして、1つ目が木曽川の異常渇水の際に木曽川に水を補給して木曽川の環境保全を図るという流水の正常な機能の維持というのがございます。もう一つが、愛知県及び名古屋市に確保しました新規の水道用水でございます。水道用水に関しましては、愛知県は最大2.3 m³/s ですが、それを確保する、導水することとなっております。

乙53号証2ページの一番上にある(2)によりますと、現在の事業主体は独立行政法人水資源機構、以下水資源機構と言いますが、水資源機構ということよろしいですか。

はい、結構でございます。

そして、本件導水路事業と愛知県の関わりとして、同じく乙53号証2ページ(3)のとおり、水資源機構法に基づき、新築、管理、災害復旧工事に要する費用の一部を負担し得るということですね。

はい、そうでございます。現在、本件導水路事業、建設中でございますので、そのうち新築に掛かる費用を負担しております。

この愛知県の負担は、流水の正常な機能の維持に掛かる費用の一部を愛知県知事が、新規利水の供給に掛かる費用の一部を企業庁長が行うということですか。

はい、そうでございます。

もう一度、乙53号証2ページですけれども、あなたはこの2ページ以降において、事業化までの経緯として木曽川水系フルプランについて述べられて

いますが、フルプランというのはどういったものでしょうか。

フルプランとは、水資源開発促進法に規定されております水資源開発基本計画の通称でございます。この水資源開発促進法では、広域的な用水対策を緊急に実施する必要がある水系を水資源開発水系として位置付けまして、この水系において水資源の総合的な開発や利活用の合理化の基本となる事項を定めることとされております。この計画がフルプランでございます。

フルプランには、どのようなことが定められるのですか。

フルプランには、水の用途別の需給の見通し、その供給の目標、それとその目標を達成するために必要な施設の建設に関する基本的な事項がまとめられております。

フルプランを定めるのは、誰ですか。

国土交通大臣でございます。

国土交通大臣がフルプランを策定する手続を教えてください。

国土交通大臣ですけれども、まず、関係の総務大臣を始めとした関係大臣に協議をいたします。その後、関係都道府県知事や国土審議会の意見を聞き取ります。こうした過程を経まして、閣議決定を行って、公示をする形になっております。

フルプランを変更する際も同様の手続を経るのですか。

はい、同様の手続を経る必要がございます。

それら全ての手順が法に定められているのですか。

はい、水資源開発促進法に定められております。

乙第23号証、乙第24号証、乙第4号証を示す

これらは、国土交通大臣が平成16年に現行第4次木曽川水系フルプランを決定する際に、関係都道府県知事として愛知県知事への意見照会と回答、そして国土交通大臣による決定が公示された際の官報ですか。

はい、そうでございます。

乙第26号証、乙第27号証、乙第6号証を示す

これらは、国土交通大臣が平成20年に現行第4次木曽川水系フルプランを一部変更する際、関係都道府県知事として愛知県知事への意見照会と回答、そして国土交通大臣による決定が公示された際の官報ですか。

はい、そうでございます。

木曽川水系フルプランが決定される手順は、法に基づき、欠けることなく適切に行われていますか。

はい。最終的に閣議決定までなされて、公示もされております。適切に進められております。

この木曽川水系フルプランにおいて、本件導水路事業はどのように位置付けられているのですか。

その供給の目標を達成するために必要な施設として位置付けられております。

乙第53号証を示す

あなたの陳述書の6ページを示します。一番上の第3項で本件導水路に関する事業実施計画について述べていますが、事業実施計画とはこういったものですか。

事業実施計画とは、水資源機構法に基づいて事業の具体的な内容を定めるものでございます。

この6ページ3項によれば、この事業実施計画には、水資源機構法施行令に基づき、事業の名称、事業の目的、施設の位置及び概要、工期、費用及びその負担方法などが記載されるということですか。

はい、そうでございます。

事業実施計画の作成に関する事務を所管するのは、どこですか。

水資源機構になります。

水資源機構が事業実施計画を策定する手順を教えてください。

まず、水資源機構がフルプランに基づき事業計画を作成するに当たりまして、あらかじめこの水資源開発施設を使って、水道用水や工業用水を使おうとする者の意見を聞き取ります。その後、この施設の費用を負担する者の同意を得ます。その後、関係都道府県知事の協議を経た後、主務大臣が認可を行うことになります。そして、公示を行います。ただ、この主務大臣は、認可をするに当たり、総務大臣を始めとした関係省庁の大臣に協議するということが定められております。

その手順というのは、法に定められたものなのですか。

はい、これは水資源機構法に定められております。

乙第37号証、乙第38号証を示す

これらは、本件導水路に係る事業実施計画を作成するに当たり、当該水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供しようとする者として愛知県企業庁長に意見を求めるものと、その回答ですか。

はい、そうでございます。

乙第39号証、乙第40号証を示す

これらは、水資源機構が水道用水の負担者となる企業庁長への負担同意を得ようとするものと、その回答ですか。

はい、そうでございます。

乙第35号証、乙第36号証を示す

これらは、事業実施計画作成に当たっての愛知県知事への協議と、その回答ですか。

はい、そうでございます。

乙第10号証を示す

これは、主務大臣である国土交通大臣の認可を得て公示された際の官報ですか。

はい、そうでございます。

では、主務大臣である国土交通大臣は、事業実施計画を認可する前に、関係する省庁の大臣と協議し、了解を得ているのですか。

はい。総務大臣を始めとする関係省庁と協議し、了解を得ていると、事業主体である水資源機構から聞いております。

本件導水路の事業実施計画が策定される手順は、法に基づき、欠けることなく適切に行われていますか。

そうですね。国土交通大臣の認可も得ており、適切に進められております。

ところで、事業実施計画には、費用及びその負担方法が記載されるのですが、本件導水路の事業実施計画における費用及びその負担方法の項目には、どのようなことが記載されていますか。

本件導水路の事業の概算額、890億円が記載されております。また、治水、利水の用途別の負担割合といったようなものが定められております。

現在、愛知県が支出している流水の正常な機能の維持に掛かる負担や新規利水に掛かる負担についても、この事業実施計画に記載があるのですか。

はい。水資源機構法に基づき、愛知県に負担させるということが記述されております。

次に、フルプランにおける水需要水系についてお聞きします。

乙第53号証を示す

あなたの陳述書の10ページ以下で木曽川水系フルプランにおける水道用水、工業用水の水需要見通しについて記載されていますが、これは県が推計を行っているのですか。

はい、県が推計しております。フルプランを策定するに当たりまして、国より都市用水の需要推計を行うようにということで調査依頼が来て

おりますので、それで県が推計をいたしました。

乙第20号証，乙第21号証を示す

これらは，国からの調査依頼及び県からの回答ですか。

はい，そうでございます。

都市用水の水需要推計は国からの依頼によって県で行ったとのことですが，どのように行うのですか。

県営水道の需要量，実績値ですね。それや，国，県，市町村等の統計データを用いまして，それを水道施設設計指針に定められた手法を用いまして，それで地域の人口だとか水道の普及率，1人当たりの取水量といったものを推計いたしまして，それで需要量を算定しております。

もう少し詳しくお尋ねしますが，算定に用いるデータはどのような値でしょうか。

これは，実績値及び統計データということで，全て公表されております。

では，独自に恣意的に引用するものなのですか。

全て公表されておりますので，これは特定の値を恣意的に使うといったことは一切ございません。

次に，計算の手法，いわゆる計算式についてですが，それも一般的なものなのですか。

はい，これも水道施設設計指針に定められております。

この指針というのは，地方公共団体が一般的に用いるものですか。

はい。これは，全国都道府県，地方公共団体が一般的に使う一般的な手法でございます。

愛知県独自の計算式というものがあるというわけではないのですか。

はい，そのようなものは一切ございません。

公開されたデータを用いて、指針に示された一般的な算式を使い算定されているということよろしいですか。すなわち、誰がやっても同じ答えになるということですか。

はい。細かな数字はやっぱり違うとは思いますが、この指針を用いれば、同様の手法で計算して、同様の結果が導き出されます。

次は、更に細かい個別の数値などについてお聞きします。

乙第53号証を示す

あなたの陳述書の11ページを示します。あなたは陳述書において、「『有収水量』とは、各家庭等の末端で有効に使用される水量」「のうち料金の対象となる水量」と述べていますが、家庭用水、都市活動用水、工業用水に分類して推計しているのはなぜですか。

水道については様々な用途がございまして、その様々な用途ごとに需要の傾向というのは異なっております。そうしたことから、この3用途に分けてそれぞれ検討を行うことが、より実態に近い推計が行われるからでございます。

では、負荷率についてお聞きします。負荷率とは何でしょうか。そもそもなぜ推計に用いる必要があるのでしょうか。

水道用水の使用量というのは、これは気候条件だとか生活様式など、社会条件等によって非常に様々な要因がありまして、日々変動いたします。こういった変動に対して安定的にやっぱり供給をしないといけないということで、水源だとか浄水場を設計するに当たって、あらかじめ平均的な1日の給水量に対して、ある程度の安定、安全度ということで、ロスを見込む必要があります。このロスのことを負荷率と申します。

この負荷率も推計の算式に入れるよう、指針などに定められているのですか。

はい、水道施設設計指針というものに定められております。

では、愛知県の行った推計では、具体的にどのような手法で設定しましたか。

16年ですので、推計に使用したのは、平成3年から平成12年まで直近のデータを取りました。その直近のデータ10か年のうちのそれぞれ平均の給水量と、それから最大の給水量を算出しまして、それで比率を算出しました。その比率を10か年並べまして、下位3か年の平均を取った形でやっております。

その手法は、一般的でしょうか。

はい、ほかの地方公共団体でもやっております一般的な手法だと思っております。

下位3か年の平均値を採用したと言われましたが、更に安全率を高く見込むような推計を行っている事例は御存じですか。

はい、知っております。例えば、埼玉県だとか京都府、ほかにもたくさんございますけども、10か年の最低値を利用しているところが多いです。それ以外に、東京都に至っては15年の最低値という形で算出しております。

次に、利用量率についてお聞きします。利用量率とは、何でしょうか。これは、なぜ推計に用いるのでしょうか。

利用量率というのは、河川から市町村の配水池までにずっと長い距離ありますけども、その間に生じるロスを見込むためのケースでございます。河川から県の浄水場までのロスを導水ロスと申しまして、県の浄水場から市町村の配水池まで、これを浄送水ロスと申します。この浄送水ロスに関しては、県営の浄水場の維持管理に使う水等も入っておりますし、それから将来的な老朽化に備えて、ある程度ロスを見込んでおく必要がございます。

この利用量率も推計の算式に入れるよう、指針などに定められているのですか。

はい、水道施設設計指針に定められております。

あなたは御自身の陳述書で、この導水ロス5%を採用し、設定したと述べられていますが、それはどのような理由で決めたのですか。

愛知用水というのは、岐阜県の金山というところから延々、120キロ下、まあ、頭でいくと112キロほどあるんですけれども、非常に長い距離を通ってまいります。その間に生じるロスということで、これは水資源機構が管理しておりますので、施設管理規程というのがございまして、そちらのロスを採用しております。

あなたは、また陳述書において、浄配水ロスは10%を採用し、設定したとありますが、それはどのような理由で決めたのですか。

浄配水ロスというのは、先ほどもちょっと申しましたが、県営の浄水場の維持管理等に必要なところから市町村の配水池までのロス、そこまでのロスを見込むケースでございまして、こちらのほうは水道施設設計指針に定められております。

愛知県の需要推計についてお聞きしてきましたが、つまりは公表されたデータを用い、一定の基準で作られているということですか。

はい、そうでございます。

この推計による想定値がそのままフルプランの需要想定値として採用されたということでしょうか。

結果としてはそういう形になっておりますけれども、本県が需要推定値を国に出しましたところ、こちらのほうが国土審議会、ここは水道用水だとか工業用水の専門的な知識の有識者がございますので、こちらで構成された国土審議会の水資源開発分科会だとか、木曽川部会とか、そういったところで国が独自にまた出した推計値と比較検討する審議を行いまして、結果として愛知県の数値が採用されたと、そういうことでございます。

基準に従って作成され、更に多数の有識者の厳正なチェックを受け、採用されたものと理解すればよろしいですか。

はい、そうでございます。

次に、近年の水道用水の実績値についてお聞きします。

乙第67号証を示す

こちらあなたの陳述書ですが、あなたは陳述書において、水道用水の実績値については愛知県の水道などで把握できると回答していますが、あなた自ら実績値を確認したことはありますか。

はい、ございます。

では、愛知用水地域における水道の給水量の実績値について、どのような認識をお持ちですか。

1人1日当たりの給水量というのはほぼ横ばいといった状態でございますけども、当地域の人口というのはまだ現在も増えております。そういったところから全体としては微増といった状態であります。

負荷率について、実績値と設定した計画値とではどのような差がありますか。

愛知用水地域では80%ぐらいの負荷率と想定しておりましたけれども、今、近年のだと85%ぐらいといった値になっております。

この差については、どのようにお考えですか。

5%ということございまして、先ほども申しましたが、この負荷率は気象条件だとか、そういう突発的なところに対しても、安全に、安定的に見込むための安全率みたいなものですので、この5%というのはいかなり適切だと思っております。

利用量率について、実績値と設定した計画値でどのような差がありますか。

利用量率については、当地域では約90%、90ちょっと超えるぐらいを見込んでおりますが、今実績としては95%ぐらいと認識しております。

この差については、どのようにお考えですか。

利用量率というのは、今後の施設の老朽化等も見込んで、安全を見込んでおく必要がございますので、5%というのは適切であると考えております。

では、県としては、需要想定値と実績値を比較し、検証していないとありますが、そういった検証はいつ行うんですか。

現在の状況というのは、これは次回のフルプラン、今、国が国土審議会に試問を始めましたけれども、こちらの次期のフルプランの大枠ができて、その際に国から調査依頼がございますので、そのときの国土審議会等の状況に応じたその内容において需要を推計すると、そういったことになると思っております。

では、あなた御自身の立場から、フルプランの目標年次である平成27年度には、実績値が県の推計した値に達すると考えられますか。

はい。平成27年、ちょっと先のことでありますのであれですが、日平均給水量といったものは平成27年の想定値に対して、平成22年度の現時点において約9割まで来ております。ということで、これは需要は発生していると考えております。そういったことから適切に推計されていると考えております。

続いて、現在の水資源の状況についてお聞きします。現状では、当地域で水資源は足りている状況と認識していますか。

当地域では、水は足りているという状況ではないと認識しております。では、どのような状況と認識しておられるか具体的に説明してください。

先ほど9割と言いましたけれども、現時点では平成27年の需要想定値までまだ発生してないにも関わらず、この平成15年から24年までの10か年で当地域は5回も節水をしております。今年も岩屋ダム系ですけれども、そちらのほうでは節水をしております。そういったこ

とからも、安定的な給水を行う上で、水が足りているという認識はございません。

水資源が足りているという認識はしていないとのことですが、木曽川水系フルプランにはそうした状況が加味されているのですか。

はい、加味されております。

具体的にどのように加味されているのですか。

フルプランには、渇水においても安定的な取水が可能となるように、徳山ダムに確保した水を、この本件導水路を通して木曽川に導くということが定められております。

ちなみに、揖斐川の水を木曽川に導水する計画とのことですが、何か利点はあるのですか。

利水の安全度っていうのを高めるのに非常に大きな役目があります。

じゃ、どのような利点があるか、もう少し具体的に説明してください。

愛知県は主に木曽川を水源としておるんですけれども、これが長良川だとか、揖斐川だとか、そういったほかの水源、そういうところからも水源を求めることによりまして、これで渇水や災害に対する対応力が非常に強化されまして、利水安全度が非常に高まり、水の安定供給ができるようになります。

では、揖斐川に確保した水を木曽川に導水するためには、こういった手法が考えられますか。

現実的な手法としては、本件導水路の建設以外、考えられません。

あなたのその考えというのは、一般的な考えだということですか。

はい。私も一般的だと思っておりますし、合理的な手法であるとフルプランの中にも位置付けられております。

最後にお聞きしますが、こうした水資源に係る目的や計画がまとめられたものが木曽川水系フルプランであり、この計画は適切に作成されたという御

主張でよろしいですか。

はい。先ほども申しましたが、こちら、学識経験者も入って構成されてる水資源開発分科会等で審議を重ねて、それで閣議決定をして公示をした内容でございます。また、水資源開発促進法に基づいて適法に進められているということで、非常に理にかなったものだと思っております。

では、もし最後に何か述べておきたいことがあれば述べてください。

水道というのは、県民の生活に直結して、本当になくってはならないものだと考えております。工業用水ももちろんでございます。県民の生活、県の財政、県の維持、発展のためにも必要なことでありまして、水の安定供給というのは、これがなければ企業も来ないわけでありまして、非常に大事なことでございます。そういった意味で、実は徳山ダム、もうできているわけで、あと本件導水路ができれば、徳山ダムの水が今すぐでも使えるわけございまして、そういった意味で、この近11か年で6か年も節水をしていると、この地域ですが。この節水に対する、これ、金銭的な不安以外に、実際に心情的な不安というのが非常に県民の間にありますので、こういうのを一刻も早く払拭していきたいと考えております。

原告ら代理人（瀆寫）

確認したいことは1点だけです。先ほども主尋問で述べられていますが、乙第67号証でも答えていただいていますけれども、証人自身として、フルプラン策定後の現在までの愛知県の水需要についての実績については把握されているということでしょうか。

はい、把握しております。

その結果として、証人自身、フルプランの想定は問題ないというか、間違いないと考えてるということでしょうか。

はい、間違いないと考えております。

原告ら代理人（在間）

平成22年度の愛知用水地域の需要量ですが、これが先ほどもおっしゃって
みえた近年2／20の安定供給可能量よりも下回っているということは御存
じですか。

いや、多いか少ないかというと、まだ少ないと考えてます。

現在の。

はい、現在は。

知ってますね。

はい。

つまり、あなたが先ほどおっしゃってみえた渇水によって供給能力が低下す
ると、このフルプランは、近年2／20の安定供給可能量で見ると、現在の
需要量はこの近年2／20安定供給可能量を下回っているということなんで
すね。

今平成22年ですと、ちょっと近年というのは22年までしかなくて、
今最近の数字はよく分かっておりませんので、そのへんはちょっと一
概には言えないと思いますが。

下回ってない。

はい。

上回ってる。

裁 判 長

時期のことをおっしゃってるみたいなので、いつの時期のことかを聞いてい
ただければいいと思います。どの時期で下回ってるかっていうこと。

原告ら代理人（在間）

平成22年の現在。平成22年で聞いている。最新データでって聞いている。そ
の前提で聞いてます。

平成22年のときは、実績としては先ほど言う9割程度だと考えております。日平均給水量から言いますと、9割程度だと認識しております。そこまで需要は発生してると考えております。

日平均給水量が安定供給可能量の9割程度。

平成27年の想定値でございます。

私が聞いているのは、平成22年度の需要量が、先ほどから言ってる近年2／20安定供給可能量と比べて下回っているのではないかということだけです。

それに関しては、先ほど日平均給水量に対して見ますと、27年想定値に対して9割程度だということでお答えを。

私が聞いているのは、最大給水量ベースで聞いているので。

はい。それに答えたんですけど。

平成22年度の日最大需要量、給水量でも取水量でも構いません。需要量は、近年2／20供給可能量よりも下回っているのではないかということを知っている。

はい。先ほどから9割程度で、まだ到達していないという話はしております。

その意味が分からない。

裁 判 長

9割程度しか達成していないので下回っているという答えだと思います。

原告ら代理人（在間）

達成するという意味が分からない。達成するというのは、どういう意味ですか。需要というのは想定、予測なので、何かの目標に向かって努力するという数字ではなくて、どういうふうになるかという事実を見る数字なわけで、それに達成するというような言葉は出てこないんじゃないかという。

裁 判 長

達成するというのは私が言った言葉なので、答えは9割程度にとどまっている

という趣旨のお答えだったので、次の質問をしてください。

原告ら代理人（在間）

9割程度というのは近年2／20安定供給可能量の9割程度であると、そういう意味ですね。

いえ、そうではなくて、日平均給水量で見ますと9割程度まで来てるって、さっきからずっと私しゃべっているんですけど。ですので、下回ってる。

裁 判 長

下回ってるという答えですね。

はい、下回ってます。

原告ら代理人（在間）

それで、先ほど最近5回程度、節水が行われているということをおっしゃってみえましたね。

はい、言っております。

この5回というのは、節水を行わなかったらダムは全部空っぽになったんですか。

節水は必ず下がってくればしますので、たらってという仮定の話はちょっとできないんですけれども。

空っぽになりましたか。

私、神ではないもんですから、将来雨が降るか降らないかを想定しながら、そういった答えというのはなかなかできかねると思うんですけれども。

つまり、そのときまでの降水状況を踏まえて将来のために節水をしたということですね。治水制限を加えた、何%というふうにしたということではないんですか。この場合、それを行わなかったらダムは空っぽになったんですか。

ならないように節水をしてるわけですので。

このまま変化すると空っぽになるかもしれないので、予防的に節水をしたと。この5回の年に実際に取水制限を行わなかったら、ダムは空っぽになったんですか。

節水を実際してますので、それでしなかったら空になっていたかとか、そういうことは計算しておりません。

そこのところは、よく分からないんですね。違いますか。

空にならないように節水するものですから。

この近年2/20の安定供給可能量との比較というのは、何も節水を行わなかったらダムは空っぽになるという、出した数字で、それが近年2/20の年に、つまり1/10の年に当たるとして、それは木曽川水系の場合ですと昭和61年だったかな、であったということなんですね。

ちょっと……。

違いますか。このフルプランにおける安定供給可能量の検討、それとの比較というのは、そのときに何も節水しなかったら、その年の降水状況の下でダムが空っぽになる年のものを調べてみて、そのときの供給量がその安定供給可能量だというふうにしてるわけですね。

今のは、水需給想定です。私は、今日は、水道の水需要の発生について、尋問補充書にもあったんですけど、それについてお答えするために呼ばれておって、水需給に関しては国土交通省のほうで、水資源機構が実施しておりますので、そこらへんのところはちょっとお答えしかねるのですけれども。今日は、水需給の関係で。

裁 判 長

今の質問は、よく分からないということでもいいですか。

はい。

原告ら代理人（在間）

つまり、この毎年行われる節水というのは、その節水を行わなかったらダム

が空っぽになるということで行われてるわけではなくて、これに対して、フルプランなどを検定してる安定供給可能量というのは、ダムが空っぽになる安定供給可能量を見てるので、比較の対象が、度々節水があるからこの安定供給可能量が大事なんだというのは論理がずれてるんじゃないかということを知りたいんです。ずれてませんか。

ダムが減ってこれば、当然ダムを利用している関係者は相談しながら節水を決めていきますので、理解がちょっと。

同じレベルで比較するとすると、この5回なりの節水を行ったときに、全く何も節水を行わなかったらダムが空っぽになるということになれば、安定供給可能量を下回ることになるでしょう。そうではなくて、結局、その節水を行わなくても、安定供給可能量を上回る水量が供給できたら、この節水というのはやらなくてもよかった節水だと、予防的にやった節水であって、本当にやらないとダムが空っぽになるという節水かって言われたら、そうではなかったということになるんじゃないですか。

ダムが空になるっていうのは、非常に一般の県民にとって最大限の不安、要するに水が切れるってことはありませんので、水が無くなるまで使い放題使っていいなんていう、そんなふうには、自治体、運用は一切いたしませんし、そんなことはあり得ないです。そんなことは県の行政としても行えませんし、ですのでちょっと言ってることが全然分からないんですけども。

だから、今おっしゃってた5回の節水というのは、無くなることを前提にしたものではなくて、予防的に対応してるというものなんでしょう。

予防的というのが、ダムの水位が下がってこれば、それはやっぱり皆さん不安ですので、水道業者等、水道の企業庁の皆さんに節水の努力をお願いしますと言ってお願いして節水をやらしてもらって、ダムを温存して、ダムの枯渇を防ぐようにしております。

それで、今、平成22年なんですけれども、フルプランが2004年、平成16年です。

今年は、平成25年でございます。

フルプランの目標年、平成27年ですね。

はい、平成27年でございます。

現在、平成25年、データは平成22年までもう出てきてる。そうすると、この間、平成16年から平成22年までのデータの裏付け、フルプランのときに検討した検討項目についてどのように変化してるかというのは、検討していないんですか。

それは主尋問でもお答えしましたけども、私たちはフルプランの需要推計を国に依頼されて。

いや、検討してるか、してないかって聞いている。

平成15年に検討いたしました。

現在、今検討しているの。

それは主尋問でもお答えしましたけれども、国から今正に国土審議会に国土交通省から試問があって、次期のフルプランの推定に向けての、今正に始まっているところで、私たちもそれを興味深く見てるところなんですけど、そこで何らかの方向性というのが出てくるはずですので、それを基に多分国から需要推計をお願いするという形で来ると思いますので、そのときに今のデータも含めて、その次期のフルプランに合わせた形の検証とか、そういうことがなされると、そういうふうには考えております。

つまり、愛知県独自の水道供給事業の立場として、平成25年度、最新データ平成22年までの実績データに基づいて、平成27年度にどうなるかという検討はしていないということですかね。

はい、しておりません。

それで先ほど負荷率のことをおっしゃってましたが、負荷率というのは、この木曽川水系フルプランの愛知県需給調整調査では、近年10年、下位3年平均によったという話ですね。

はい、そうです。3か年の平均でございます。

愛知用水地域の近年10年というのは、平成22年前、近年10年の下位3年平均というのは、計算しますと80.4になるんですね。

8割程度と認識しております。

甲第24号証を示す

20-1ページを見ていただいて、平成12年から遡って平成3年までの下位3年平均を見ますと、右端、負荷率ですけれども、「0.803」「0.804」「0.807」、3つを平均すると0.804になるんですね、この数字、計算すると。

はい。これを単純にすればそうなりますけど、単純に計算はしてないもんですから。負荷率、単純平均でいくとそうなるんですけれども、実は愛知用水地域の中で都市別に負荷率っていうのは、一般と、観光都市と、その他都市という形で、それぞれ別々の負荷率を分けて計算しております。そうした形の加重平均しますので、うちが計算してる愛知用水地域でいくと、ちょっとうる覚えですけども0.795という数字であると計算しております。

0.795という数字を使ってます。

はい。

それで、その0.795というのは、今見ましたように、この統計資料で平成12年から下位3年平均なのかというのを計算してみたら、今言ったように80.4になって、79.5にならないんですよ。

ええ、なりません。単純平均じゃないです。一般地域とその他地域、それから観光都市ですね、そういう形で分けて、それを加重平均

の形でやっておりますので、それで0.795という形になります。
ただ、水需給想定調査の参考資料にはそのようなこと書いてなかったですね。
水道施設設計指針、先ほどから何度も言っておりますけど、そちらに
定められた手法でやっております。

そんなことは書いてなかった。

ちょっと覚えてないですが、3か年の平均であることは間違いありません。
加重平均使ったか、単純平均使ったかでありまして、加重平均を
使ってやっただけでございます。

ということは、それを使っても愛知用水地域の実績統計データの数字とは違
ってきてるということですね。使った値は、愛知用水地域の過去10年。過
去10年というのは、平成12年から過去10年の下位3年平均値の実績と
は違ってきているということですね。

いや、違ってませんよ。愛知用水の過去3年のその平均を加重平均し
た形でやって0.795って出してるだけであって。

どうやって加重平均出すの。

先ほどから何度もしゃべってますけど、一般地域とその他地域と観光
都市ですね、そういった形でそれぞれに負荷率を算出して、それを加
重平均するとそういう形になるんですけれども。ですので、実績を使
ってやってるということについては間違いないのでございますが。

それだと、言わば用途用水ごとに加重平均したということですね。

いや、地域によって負荷率が違いますので、その愛知用水地域の中
でも3つに分けてございますけど、その中の負荷率に関して、それを加
重平均する形でやっておるんですけれども。

その地域ごとに加重平均したということですか。

地域ごとに加重平均を。

そうすると、地域ごとに平均給水量を出して、それに負荷率を出して、合計

しないと、最大給水量の当該対象地域の値というのは出てこないですね。

最大給水量の当該地域、ちょっと意味が分からないんですけど。

愛知用水地域の中で地域を細分化して、それぞれの地域ごとの負荷率によって計算してるということですよ。

そういうことですね、はい。

そうすると、その計算方法でいくと、地域ごとの平均水量を求めて、それに負荷率を掛けて、地域ごとの最大水量を求めて、それを合計したものが全体としての地域の最大給水量になりますよね。

有収水量の話ですか。有収水量にはなりますが。最大給水量って、有収水量ではないんですか。ちょっとよく分からないです。

いや、あなたの地域ごとの加重平均を使って求めたという論理から言うと、私が今言ったようなプロセスを経ないと正しい最大給水量求められない。結局のところ、あなたのおっしゃってるのは、加重平均を使って当該地域の負荷率をならしてしまったということだけに過ぎない。ならされた結果は、統計データから言うと、この80.4というのが数値として表れてくるんじゃないの。

ちょっとよく分からないです。

それで、今のが平成12年、つまり基準年から遡って10年を見たんですね。

はい、そうです。平成3年からでございます。

そうすると、今平成25年、最新データ平成22年ですから、そこから遡って過去10年というのが、言わば最新のデータとしての負荷率データだということになりますね。

最新のデータ。今もしも検討するのであればという、そういう前提でございませうか。

うん。

当然、27年以内にそのフルプランを需要推計してくださいというとき

が近い将来多分来ると思うんですけど、そのときから遡って、だから、これ、もうちょっと先から遡って10年って多分やるんじゃないかなと思うんですけども。

つまり、フルプランのときには計画を作ったという時点の基準年から遡って10年を見るわけですから、どんどんその10年は時代を経るとともに前というか、その先の年へ先の年へと動いてきてますよね。だから、今から見ると過去10年というのは、結局平成14年になっちゃう。つまり、平成14年から平成25年までの10年間にどうかというのを今見ることはなるんじゃないですか。

仮定の話として、今正にフルプランの需給想定をやると決めたとしても、多分今だと平成22年までしか出ておりませんので、そうすると平成13年から平成22年だとか、まだその、実はその次期フルプランはどういう形でやるかというの、まだ具体的に決まっておりますので、仮定に仮定を重ねれば今言ったような話になるとは思われますが。

つまり、愛知県独自にフルプランと同じように検証して計画を考えるってことになると、今から10年、つまり平成13年から後のデータを見て負荷率を需要想定するということになるんじゃないですか。

愛知県で独自にフルプランを設計するという、その概念がまず全然なくて、フルプランというのは、先ほども言うように、国土審議会でまず試問されてますので、それで、次期フルプランですね、そのやり方、方向性だとか、そういうのを作るわけございまして、それに基づいて多分検証が始まるという形になりまして、今現在、愛知県で独自にといっても、独自に使う数字がなくて、仮に前回の4回フルプランのときのやつを使うとってことであれば、それはできますけれども、それと次期フルプランとは全然一緒のものになるとは想像もできないで

すし、そこらへんはちょっと分かりかねるんですけれども。

フルプランのときの愛知県の需給想定調査というのは、国土交通省から負荷率をどのようにしろというような内容でできているのではなくて、愛知県が参考資料において示してるように、最近10年の下位3か年平均によって計算するというふうに考えて想定した負荷率でしょう。説明書にそうやって書いてありますから。

現行のフルプランはそうでございます。

そうすると、仮定の話と言うけども、今、新しいフルプランのときの需要想定をするということになると、同じ手法、考え方によってやるとすると、結局は平成25年から過去10年、平成13年からのものをデータとして使って検証するということになるんじゃないですか。

ですので、先ほどこれもお話ししましたけども、今やるとなれば、今実績で公表データであるのは平成22年までですので、そうすると、多分平成13年から平成22年、仮定の話ですけども、やるのであれば、その数字が使われるのであると思います。

そうすると、この平成22年からの10年の動きですけども、負荷率はその当時の80.4%とかいうものではなくて、最近はもう85%を超えてきてますよね。

平成22年ぐらいまで85%ぐらいだと、はい。実績ですよ。実績はそういうふうだと思っておりますが、そもそも負荷率というのは、先ほどもしましたけども、天候等の急変とか、そういうことも想定しながら、安全度を見込んで水道施設設計指針に基づいて設定した安全率なんです。安全率に関して、それは実績等は違って当たり前であって、そのところであれば、その5%、先ほど違うというお話を私もしましたけれども、それは違って当たり前だと私は考えております。

だから、安全側を見て、10年の中の下位3年平均というものを取るわけで

しょう。

下位3年平均を取りました。

つまり、バランスの問題があるわけで、10年間の期間が全体の経過を示しているというふうになるので、その間の値平均だとか、最大だとかを使うのではなくて、その中の小さい値を取るというのが安全側を見た想定なんでしょう。

そうでございますね。東京都なんかは、先ほどもお話ししましたが、過去15年の最低値を使ったり。

私が聞いているのは。

その手法によって、それは各都道府県別々ですし、それが例えば今後、たら、れば、ばっかりですけれども、また下位3か年の平均を使うかどうかは、それもまだ私ども分かっておりませんし、そこらへんは、たら、ればばっかで、仮定の話で、ちょっと答えにくくてたまらないんですけれども。

ただ、その上で2004年フルプランのときの需給想定調査は、10年間の下位3か年の平均を取ったということですかね。

はい、そうです。

名古屋地方裁判所

裁判所速記官 中 家 美 絵

